

協定書

令和6年度における「ルビの普及・活用の社会的効果」の調査・研究に関して、法務省矯正局少年矯正課長 山本 宏一（以下「甲」という。）及び一般財団法人ルビ財団 代表理事 伊藤豊（以下「乙」という。）は、下記のとおり協定し、これを誠実に履行するものとする。*

記

- 1 乙は、調査・研究に際し、また、調査・研究の終了後においても、在院者及び職員の人権及び名誉の保全に最大限配慮するものとする。
- 2 甲及び乙は、「ルビの有効性（読解・理解・学習体験の向上等）に関する調査・研究」（以下「研究計画書」という。）に沿って本調査・研究を行うこととする。調査・研究開始後、研究計画書を変更する必要がある場合には、甲及び乙の協議を経て変更するものとする。
- 3 前項の調査・研究の実施に要する費用は、原則として、乙がこれを負担するものとする。
- 4 研究の実施に当たり、在院者及び職員の人権保護、施設の管理運営その他の見地から、不相当と認められる事項について、甲から是正の要請があった場合、調査・研究の中止を含め、乙はこれに応じるものとする。
- 5 前項により、乙が受けた損害については、甲は一切その責めを負わず、また、乙は損害賠償請求を行わないものとする。
- 6 甲の保有する在院者の個人情報のうち、乙が調査・研究のために利用する情報について、甲は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第4号の規定に基づき提供する。
- 7 乙は、本調査・研究において取得した情報、甲から提供のあったデータの管理、使用、廃棄等について、研究計画書に基づき厳重に行うものとし、甲は必要に応じてこれを確認する。
- 8 乙は、データの流出、漏えいを防止するため、情報セキュリティに関する法令を厳守し、万一、データの流出、漏えいがあった場合には、その責を負う。
- 9 研究結果については、甲及び乙の共有財産、実績とし、本調査・研究で得られた成果について、甲又は乙が、学術団体の年次大会、学術雑誌等において発



表する際には、共同研究である旨を明示するものとする。

- 10 研究結果の発表に当たっては、その都度互いに事前に内容の確認を行うものとし、研究対象者及び職員の人権保護その他の見地から不相当と認められる事項について、甲から修正の要請があった場合、乙はこれに応じるものとする。
- 11 乙は、調査において取得した情報を、当該研究目的以外には使用しないものとする。
- 12 この協定に定めのない事項については、その都度協議するものとする。
- 13 この協定書は2部作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を所持するものとする。

2024年5月2日

甲 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省

矯正局少年矯正課長 山本 宏



乙 東京都港区新橋二丁目5番2号

一般財団法人ルビ財団

代表理事 伊藤 豊



